

規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則六一八七

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六一一一）の一部を次のように改正する。

「第二	第二章	試験による採用及び昇任（第四条―第十四条）	を	第三
第三	第三章	選考による採用及び昇任（第十五条―第二十一条）	を	第三

章 試験による採用（第四条―第十四条）

章の二 選考による採用（第十五条―第二十一条）

章 試験による昇任（第二十一条の二―第二十一条の九）

章の二 選考による昇任（第二十一条の十一―第二十一条の十五）

「条件付」に改める。

第二条第一号中「採用 昇任」を「採用、昇任」に、「いずれか一の」を「いずれかの」に改め、同条第二号中「現に」を削り、「でない」を「以外の」に改め、同条第三号中「現に保有する法令、条例、規則、その他の規程により定められている職員の職、級又は階級より上位のもの」を「その職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職」に改め、同条第四号中「現に保有する職、級又は階級より下位のもの」を「その職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職」に改め、同条第五号中「昇任及び降任以外の方法で他の職に任命すること」を「その職員が現に任命されている職以外の職員の職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないもの」に改め、同条第六号中「職務遂行の能力を有するかどうかを」を「、当該試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力（法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力をいう。次号において同じ。）及び当該試験に係る職についての適性を有するかどうかを正確に」に改め、同条第七号中「職務遂行の能力を有するかどうかを基準に基づいて判定すること」を「、競争試験以外の能力の実証に基づき、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定するために行う試験」に改め、同条第八号中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者

名簿」に改める。

第三条第一項を削り、同条第二項中「及び昇任」及び「及び第十六条」を削り、「行なわ」を「行わ」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 職員の昇任は、第二十一条の二により昇任試験によることとされている場合には、任用候補者のうちから行わなければならない。

「第二章 試験による採用及び昇任」を「第二章 試験による採用」に改める。

第四条の見出しを「（採用試験区分及び対象となる職）」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を削り、同条第四項中「前二項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第二項とする。

第五条の見出し中「試験」を「採用試験」に改め、同条中「前条第二項第一号」を「前条第一項第一号」に改める。

第六条の見出し中「試験」を「採用試験」に改め、同条第一項中「第四条第二項」を「第四条第一項各号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第七条の見出し中「試験」を「採用試験により判定する知識等」に改め、同条第一項中「第四条第二項第一号」を「第四条第一項第一号」に、「第四条第二項第三号」を「第四条第一項第三号」に、「学校教育法第八十七条」を「同法第八十七条」に、「学校教育法第八十八条」を「同法第八十八条」に、「第四条第二項第六号」を「第四条第一項第六号」に、「第四条第二項第二号」を「第四条第一項第二号」に、「学校教育法第五十六条」を「同法第五十六条」に改め、同条第二項を削る。

第八条の見出しを「（採用試験の受験資格）」に改め、同条第一項中「第四条第二項各号」を「第四条第一項各号」に改め、同項ただし書中「第四条第二項ただし書及び同条第三項ただし書」を「第四条第一項ただし書」に改める。

第九条の見出し中「試験」を「採用試験」に改め、同条中「第四条第二項各号及び同条第三項各号」を「第四条第一項各号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十条の見出し中「試験」を「採用試験」に改め、同条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「第四条第二項」を「第四条第一項」に改め、同項第九号中「任用候補者名簿（以下「名簿」という。）」を「採用候補者名簿」に、「名簿から」を「採用候補者名簿から」に改める。

第十一条の見出し中「試験」を「採用試験」に改め、同条中「試験」を「採用試験」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十二条第一項中「試験」を「採用試験」に改める。

第十三条の見出し中「試験」を「採用試験」に改め、同条第一項から第三項まで

を削り、同条第四項中「第四条第二項第五号」を「第四条第一項第五号」に、「警察本部長」を「埼玉県警察本部長（以下「警察本部長」という。）」に改め、同項を同条とする。

第十四条（見出しを含む。）中「試験」を「採用試験」に改める。

「第三章 選考による採用及び昇任」を「第二章の二 選考による採用」に改める。

第十五条各号列記以外の部分を次のように改める。

法第十七条の二第一項ただし書に規定する選考により職員を採用する場合は、次に掲げる場合とする。

第十五条第二号中「かかる」を「係る」に改め、「職と」の下に「職務の複雑と責任の度が」を加え、同条第三号中「すでに」を「既に」に改め、同条第四号中「職と」の下に「職務の複雑と責任の度が」を加える。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

第十七条第一項中「又は昇任させよう」を「しよう」に、「つど行なう」を「都度行なう」に改め、同項ただし書中「又は昇任」を削り、「行なうことがある」を「行うものとする」に改め、同条第二項中「行なつた」を「行つた」に、「当該職」を「当該選考に係る職」に改め、「又は昇任」を削り、同条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第十八条中「又は第十六条各号に定める」を「に掲げる場合における」に改める。

第十九条第一項中「行なつた」を「行つた」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項中「任用」を「採用」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二十条第一項中「の各号」及び「及び昇任」を削り、同項第一号中「への採用又は昇任」を削り、同項第二号中「への採用」を削り、同項第三号を削り、同項第四号中「への採用」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号中「への採用」を削り、同号を同項第四号とし、同条第二項中「警部、警部補及び巡査部長の」を「次に掲げる」に改め、「及び昇任」を削り、同項に次の各号を加える。

一 警部の職

二 警部補の職

三 巡査部長の職

第二十条第四項中「から第三号まで」を「若しくは第二号」に改め、「の各号」を削り、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第六号を削り、同条第五項中「第一項第四号及び第五号」を「第一

項第三号及び第四号」に改め、「の各号」を削る。

第二十一条の次に次の二章を加える。

第三章 試験による昇任

(昇任試験区分及び対象となる職)

第二十一条の二 昇任試験の区分は、次に掲げるとおりとする。

一 警部昇任試験

二 警部補昇任試験

三 巡査部長昇任試験

2 前項各号に掲げる試験の対象となる法第二十一条の四第一項の規定に基づき定める職は、別表第七に定めるとおりとする。

(昇任試験種目、出題分野及び受験資格)

第二十一条の三 前条第一項各号に掲げる試験の試験種目、出題分野及び受験資格は、別に定める。

(昇任試験により判定する知識等の程度)

第二十一条の四 昇任試験により判定する知識及び技術の程度は、第二十一条の二第一項各号に掲げる試験により昇任させようとする職に必要とされる知識及び技術の程度とする。

(昇任試験の実施)

第二十一条の五 第二十一条の二第一項各号に掲げる試験は、それぞれ原則として年一回以上行う。

(昇任試験の周知)

第二十一条の六 委員会は、昇任試験を行う場合には、任命権者への通知その他適切な手段により、当該昇任試験の受験資格を有する者に受験に必要な事項を周知する。

(合格者の通知等)

第二十一条の七 委員会は、合格者を決定したときは、昇任試験に合格した旨を書面で本人に通知するものとする。ただし、委員会が適当と認めるときは、他の方法により通知又は発表するものとする。

2 委員会は、必要と認めるときは、不合格者にその旨を書面で通知するものとする。

(昇任試験の委任)

第二十一条の八 委員会は、第二十一条の二第一項各号に掲げる試験の実施を警察本部長に委任する。

2 警察本部長は、前項の規定により委任を受けた試験の受験資格を定める場合は、

あらかじめ委員会に協議しなければならない。

3 警察本部長は、第一項の規定により委任を受けた試験を実施したときは、次に掲げる事項を速やかに委員会に報告しなければならない。

- 一 試験の区分
- 二 試験の日時及び場所
- 三 試験の方法
- 四 合格基準
- 五 申込者数及び受験者数
- 六 最終合格者数
- 七 合格者の名簿

(昇任試験の実施に関し必要な事項)

第二十一条の九 この章に規定するもののほか、昇任試験の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第三章の二 選考による昇任

(選考による昇任)

第二十一条の十 法第二十一条の四第一項の規定に基づき、次に掲げる職への昇任は、選考によるものとする。

- 一 別表第八に掲げる職
- 二 別表第六に掲げる職に既に任用されている者の職制上の上位の段階に属する職員の職

三 前二号に規定するもののほか、委員会が選考によることが適当であると認める職

(選考の方法)

第二十一条の十一 選考は、任命権者からの申請に基づき、昇任させようとする者についてその都度行う。ただし、委員会は、必要と認める場合にあっては、昇任を希望する者について、あらかじめ選考の一部を行うものとする。

2 前項ただし書の規定により委員会が選考の一部を行った場合において、当該選考に係る職について昇任させる必要が生じたときは、任命権者は、当該選考の一部を受けた者のうちから選考の申請をしなければならない。

3 選考は、経歴評定、教養試験、専門試験、論文試験、作文試験、人物試験、身体検査その他の方法のうちから適当と認められるものにより行うものとする。

(選考の資格要件)

第二十一条の十二 選考を受けることができる者は、初任給規則第四条に規定する級別資格基準表(市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条並びに地方公営

企業法第十五条に規定する職員にあつては、これに相当する規定）に定める必要在級年数又は必要経験年数及び第二十一条の十各号に掲げる職についての選考の区分に応じ必要とされる免許、資格、経歴等を有し、かつ委員会が必要と認めて別に資格要件を定めた場合は、当該要件を有するものとする。

（選考結果の通知）

第二十一条の十三 委員会は、選考を行ったときは、その結果を速やかに任命権者に通知するものとする。第二十一条の十一第一項ただし書の規定による選考の一部を行ったときも、同様とする。

2 任命権者は、選考を受けた者を昇任させたときは、その旨を速やかに委員会に報告しなければならない。

（選考の委任）

第二十一条の十四 委員会は、次に掲げる職への昇任に係る選考の実施を任命権者に委任する。

一 別表第六に掲げる職に既に任用されている者の職制上の上位の段階に属する職員の職

二 主任の職（これに相当する職を含む。）

三 巡査長の職

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる職への昇任に係る選考の実施を警察本部長に委任する。

一 警部の職

二 警部補の職

三 巡査部長の職

3 任命権者は、前二項の規定により委任を受けた選考の資格要件を定める場合は、あらかじめ委員会に協議しなければならない。

4 任命権者は、第一項又は第二項の規定により委任を受けた選考を実施したときは、次に掲げる事項を速やかに委員会に報告しなければならない。

一 選考職種

二 選考対象者の氏名、年齢、資格、免許及び特殊技能

三 任用しようとする所属課所名及び級号給

四 任用発令年月日

五 選考対象者の現在の職及び級号給

（選考の実施に関し必要な事項）

第二十一条の十五 この章に規定するもののほか、選考の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第二十二條第一項中「ただちに名簿」を「直ちに任用候補者名簿（以下「名簿」という。）」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、昇任候補者名簿については、住所に代えて所属課所を記載する。

第二十四條第二項中「ともに」を「共に」に、「いづれか」を「いづれか」に改める。

第二十五條第一項中「各号の一に」を「いづれかに」に改め、同条第二項中「申し出」を「申出」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二十六條中「一に」を「いづれかに」に、「申し出」を「申出」に改め、同条第一号中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に、「条件附」を「条件付」に改め、同条第二号中「前条第二号」を「前条第一項第二号」に、「異つている」を「異なつてゐる」に改め、同条第三号中「前条第三号」を「前条第一項第三号」に改め、同条第四号中「前条第四号」を「前条第一項第四号」に、「それら」を「これら」に改める。

第二十七條中「同条同項第一号」を「同項第一号」に、「前条」を「又は前条」に改める。

第二十八條中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二十九條第一項中「各号の一に」を「いづれかに」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第三十條中「第四条に定める」を「第四条第一項各号に掲げる」に改め、「又は」の下に「第二十一條の二第一項各号に掲げる試験の対象となる職に職員を」を加える。

第三十一條第一項中「当該名簿から任用すべき者の数に四人を加えた数の当該職」を「当該提示の請求に係る名簿に記載されている者で当該提示の請求に係る職」に改め、「その名簿から高点順に」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第三十二條第一項を削り、同条第二項中「当該名簿に記載されている任用候補者のうち提示の請求にかかる職を志望すると認められる者の数が五人に満たない」を「第三十條の規定による提示の請求に係る名簿に記載されている者で当該提示の請求に係る職を志望すると認められる任用候補者の数が採用し、又は昇任させるべき者の数よりも少ない」に、「通知」を「加えて提示」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「委員会は、」の下に「第三十條の規定により」を加え、「前条又は第一項の規定により提示又は通知すべき」を「提示すべき」に、「による通知」を「により提示」に、「任命権者」を「任命権者」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十三條中「申し出にかかる」を「申出に係る」に改める。

第三十四条第一項中「、当該名簿」を「、名簿」に改める。
第三十五条を次のように改める。

(選択の方法)

第三十五条 任命権者は、提示された任用候補者の中から任命すべき者の選択を行う。

第三十七条第二項中「第二十条第四項」の下に「及び第二十一条の十四第四項」を加える。

第六章の章名中「条件付」を「条件付」に改める。

第三十八条の見出し、同条第一項及び第二項中「条件付」を「条件付」に改め、同条第三項中「条件付」を「条件付」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三十九条中「各号の一に」を「いずれかに」に、「こえない」を「超えない」に、「臨時的任用する」を「臨時的任用を行う」に改め、同条第一号中「、職員」を「職員」に、「欠員」を「、欠員」に改め、同条第二号中「行なう」を「行う」に改め、同条第三号中「又は名簿による職員の任用について第三十五条の規定による任命すべき者の選択の範囲に入るべきものが五人に満たない場合」を削る。

第四十条中「こえない」を「超えない」に改める。

第四十一条第一項中「の各号」を削り、同項第一号及び第二号中「かかる」を「係る」に改め、同項第四号中「かかる」を「係る」に、「こえない」を「超えない」に改め、同項第五号中「かかる」を「係る」に改め、同条第二項中「行なつた」を「行つた」に改め、「の各号」を削り、同項第一号及び第二号中「臨時的任用された」を「臨時的に任用された」に改める。

第四十二条中「臨時的任用される」を「臨時的に任用される」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一 採用試験の対象となる職(第四条関係)

試験区分	対象となる職
職員採用上級試験	一 職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下「給与条例」という。)別表第五に定める行政職給料表の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職 二 給与条例別表第七に定める研究職給料表の職務の級二級の職

	職員採用初級試験
<p>三 埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号。以下この表において「企業職員給与規程」という。）別表第三に定める企業職給料表（一）の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職</p> <p>四 埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年病院事業管理規程第六号。以下この表において「病院局職員給与規程」という。）別表第四に定める病院企業職給料表（二）の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職</p> <p>五 埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号。以下この表において「下水道局職員給与規程」という。）別表第三に定める下水道企業職給料表の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職</p>	<p>一 給与条例別表第五に定める行政職給料表の職務の級一級の職（職員採用上級試験の対象となる職を除く。）</p> <p>二 給与条例別表第七に定める研究職給料表の職務の級一級の職</p> <p>三 企業職員給与規程別表第三に定める企業職給料表（一）の職務の級一級の職（職員採用上級試験の対象となる職を除く。）</p> <p>四 病院局職員給与規程別表第四に定める病院企業職給料表（二）の職務の級一級の職（職員採用上級試験の対象となる職を除く。）</p> <p>五 下水道局職員給与規程別表第三に定める下水道企業職給料表の職務の級一級の職（職員採用上級試験の対象となる職を除く。）</p>

<p>警察官（巡査）採用試験Ⅲ類</p>	<p>警察官（巡査）採用試験Ⅱ類</p>	<p>警察官（巡査）採用試験Ⅰ類</p>	<p>経験者職員採用試験</p>	<p>免許資格職員採用試験</p>
<p>給与条例別表第六に定める公安職給料表の職務の級一級の職</p>		<p>給与条例別表第六に定める公安職給料表の職務の級二級の職</p>	<p>一 給与条例別表第五に定める行政職給料表の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職</p> <p>二 企業職員給与規程別表第三に定める企業職給料表（一）の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職</p> <p>三 病院局職員給与規程別表第四に定める病院企業職給料表（一）の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職</p> <p>四 下水道局職員給与規程別表第三に定める下水道企業職給料表の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職</p>	<p>一 給与条例別表第五に定める行政職給料表の職務の級一級の職</p> <p>二 給与条例別表第七に定める研究職給料表の職務の級二級の職</p> <p>三 給与条例別表第八に定める医療職給料表（二）の職務の級一級及び二級の職</p> <p>四 給与条例別表第八に定める医療職給料表（三）の職務の級二級の職</p> <p>五 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下「学校職員の給与条例」という。）別表第七に定める学校栄養職給料表の職務の級一級及び二級の職</p> <p>六 病院局職員給与規程別表第六に定める病院医療職給料表（二）の職務の級二級の職</p>

警察官（巡査）採用試験 国際捜査Ⅰ類	給与条例別表第六に定める公安職給料表の職務の級二級の職
警察官（巡査）採用試験 武道・体育指導Ⅰ類	給与条例別表第六に定める公安職給料表の職務の級一級の職
警察官（巡査）採用試験 武道・体育指導Ⅲ類	給与条例別表第五に定める行政職給料表の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職
警察事務職員採用上級試験	給与条例別表第五に定める行政職給料表の職務の級一級の職（警察事務職員採用上級試験の対象となる職を除く。）
警察事務職員採用初級試験	学校職員の給与条例別表第八に定める事務職給料表の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験	学校職員の給与条例別表第八に定める事務職給料表の職務の級一級の職（市町村立小・中学校事務職員採用上級試験の対象となる職を除く。）

別表第二中「試験職種及びその対象となる職、試験種目」を「採用試験職種及びその対象となる職、採用試験種目」に、「すべて」を「全て」に、「多枝」を「多肢」に改める。

別表第三中「受験資格（）」を「採用試験の受験資格（）」に改める。

別表第四を次のように改める。

別表第四 選考の対象となる職（一）（第十五条関係）

根拠法令	選考による採用の対象となる職
------	----------------

<p>埼玉県行政組織規則 (昭和四十二年埼玉県 規則第一号)</p>	<p>主査以上の職(これらに相当する職を含む。以下 この表において同じ。)</p>
<p>埼玉県労働委員会事務 局の組織等に関する規 則(昭和五十四年埼玉 県規則第二十二号)</p>	<p>主査以上の職</p>
<p>埼玉県収用委員会事務 局の設置に関する規則 (昭和五十二年埼玉 規則第十五号)</p>	<p>主査以上の職</p>
<p>埼玉県議会事務局条例 (昭和二十六年埼玉 条例第三十一号)</p>	<p>主査以上の職</p>
<p>埼玉県選挙管理委員会 規程(昭和二十三年埼 玉県選挙管理委員会告 示第二号)</p>	<p>主査以上の職</p>
<p>埼玉県監査事務局組織 規程(昭和四十二年埼 玉県監査委員訓令第一 号)</p>	<p>主査以上の職</p>
<p>埼玉県教育局組織規則 (昭和四十六年埼玉 教育委員会規則第十二 号)</p>	<p>主査以上の職</p>
<p>埼玉県立中学校管理規 則(平成十五年埼玉 教育委員会規則第二十 五号)</p>	<p>担当課長以上の職(これらに相当する職を含む。 以下この表において同じ。)</p>

<p>埼玉県立高等学校管理規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号）</p>	<p>事務長以上の職（これらに相当する職を含む。以下この表において同じ。）</p>
<p>埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）</p>	<p>事務長以上の職</p>
<p>埼玉県立文書館管理規則（昭和五十年埼玉県教育委員会規則第十二号）</p>	<p>担当課長以上の職</p>
<p>埼玉県立近代美術館管理規則（昭和五十七年埼玉県教育委員会規則第十三号）</p>	<p>担当課長以上の職</p>
<p>埼玉県立総合教育センター管理規則（平成十二年埼玉県教育委員会規則第八号）</p>	<p>担当課長以上の職</p>
<p>埼玉県立図書館管理規則（平成十五年埼玉県教育委員会規則第十九号）</p>	<p>担当課長以上の職</p>
<p>埼玉県立げんきプラザ管理規則（平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十三号）</p>	<p>担当課長以上の職</p>

<p>埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則（平成十八年埼玉県教育委員会規則第八号）</p>	<p>担当課長以上の職</p>
<p>埼玉県立史跡の博物館管理規則（平成十八年埼玉県教育委員会規則第九号）</p>	<p>担当課長以上の職</p>
<p>埼玉県立自然と川の博物館管理規則（平成十八年埼玉県教育委員会規則第十号）</p>	<p>担当課長以上の職</p>
<p>学校教育法 学校職員の給与条例</p>	<p>事務主査以上の職</p>
<p>埼玉県人事委員会事務局の組織等に関する規則（昭和四十三年埼玉県人事委員会規則一―一三）</p>	<p>主査以上の職</p>
<p>警察法（昭和二十九年法律第六十二号）</p>	<p>巡査部長以上の職</p>
<p>埼玉県警察組織規則（昭和五十年埼玉県公安委員会規則第一号） 埼玉県警察組織規程（昭和五十一年埼玉県警察本部訓令第一号）</p>	<p>係長以上の職（これらに相当する職を含む。）</p>

埼玉県企業局組織規程 (昭和三十八年埼玉県 公営企業管理規程第一 号) 埼玉県病院局組織規程 (平成十四年埼玉県病 院事業管理規程第二 号) 埼玉県下水道局組織規 程(平成二十二年埼玉 県流域下水道事業管理 規程第一号)	主査以上の職 主査以上の職 主査以上の職
---	--

別表第六中「第十六条、第二十条」を「第二十条、第二十一条の十、第二十一条の十四」に改める。

別表に次の二表を加える。

別表第七 昇任試験の対象となる職(第二十一条の二関係)

試験区分	対象となる職
警部昇任試験	警察法に定める警部の職
警部補昇任試験	警察法に定める警部補の職
巡査部長昇任試験	警察法に定める巡査部長の職

別表第八 選考の対象となる職(四)(第二十一条の十関係)

根拠法令	選考による昇任の対象となる職
埼玉県行政組織規則	主任以上の職(これらに相当する職を含み、技能職員を除く。以下この表において同じ。)
埼玉県労働委員会事務局の組織等に関する規則	主任以上の職

<p>埼玉県立げんきプラザ 管理規則</p>	<p>主任以上の職</p>
<p>埼玉県立図書館管理規則</p>	<p>主任以上の職</p>
<p>埼玉県立総合教育センター管理規則</p>	<p>主任以上の職</p>
<p>埼玉県立近代美術館管理規則</p>	<p>主任以上の職</p>
<p>埼玉県立文書館管理規則</p>	<p>主任以上の職</p>
<p>埼玉県立特別支援学校管理規則</p>	<p>主任以上の職</p>
<p>埼玉県立高等学校管理規則</p>	<p>主任以上の職</p>
<p>埼玉県立中学校管理規則</p>	<p>主任以上の職</p>
<p>埼玉県教育局組織規則</p>	<p>主任以上の職</p>
<p>埼玉県監査事務局組織規程</p>	<p>主任以上の職</p>
<p>埼玉県選挙管理委員会規程</p>	<p>主任以上の職</p>
<p>埼玉県議会事務局条例</p>	<p>主任以上の職</p>
<p>埼玉県収用委員会事務局の設置に関する規則</p>	<p>主任以上の職</p>

埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則	主任以上の職
埼玉県立史跡の博物館管理規則	主任以上の職
埼玉県立自然と川の博物館管理規則	主任以上の職
学校教育法 学校職員の給与条例	事務主任以上の職（これらに相当する職を含む。） 又は栄養主任以上の職（これらに相当する職を含む。）
埼玉県人事委員会事務局の組織等に関する規則	主任以上の職
警察法	巡査部長以上の職
埼玉県警察組織規則	主任以上の職
埼玉県警察組織規程	巡査長の職
埼玉県企業局組織規程	主任以上の職
埼玉県病院局組織規程	主任以上の職
埼玉県下水道局組織規程	主任以上の職

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の職員の任用に関する規則第十条の規定に基づき告示された採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿で、この規則の施行の際現に有効なものは、当該採用試験の区分に応じ、この規則による改正後の職員の任用に関する規則別表第一の対象となる職の欄に掲げる職を対象とする採用候補者名簿とする。